

鳥取県告示第 673 号

肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 7 条第 1 項本文の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第 16 条第 1 項の規定により告示する。

平成 19 年 8 月 7 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

登録 番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他 の規格	生産業者の名称及び住所	登録年月日
鳥取県 第541号	蒸製毛粉	フェザーミ ール	窒素全量 13.0		山陰食鶏農業協同組合 米子市淀江町中間17	平成19年7月17 日